

災害時要援護者ってどんな人

必要な情報を把握することが困難であったり、地震や風水害といった自然災害などから身を守るうえで、なんらかの困難を抱え、周りの支援が必要な人たちのことを災害時要援護者といいます。一般的に、体力的な衰えのある高齢者をはじめ、危険を判断し的確に行動できない乳幼児、そのほか妊産婦、病気や何らかの障害がある人、日本語が理解できない外国人などがあげられます。

災害時要援護者の特性

1

災害の危険を察知することが困難



2

危険を知らせる情報を受け取ることや正しく理解することが困難



3

危険を知らせる情報が送られてきても、行動することが困難



4

自分の身に危険が迫っても、助けを求めることが困難



災害時要援護者はわたしたちのまわりにたくさんいます。

草津市の災害時要援護者の現状 (令和2年5月末現在)

■ひとり暮らし、
高齢者のみ世帯(75歳以上)



約8,400人

■介護保険の
要介護1以上の人



約3,800人

■重度の障害やパニック
をおこす恐れのある人



約2,900人

■難病患者



約900人

■乳幼児(0~5歳)



約7,800人

■外国人居住者



約3,100人

■妊産婦



約2,100人

草津市では、これらの人のうち、家族以外の第三者の支援がなければ避難ができない在宅の人で、右記に該当する人を避難支援制度の対象者として位置付け、優先して取り組みます。

優先対象者

- 75歳以上単身世帯
- 75歳以上のみ世帯
- 要介護1以上の人
- 身体障害で1~2級の人
- 知的障害でA1、A2の人
- 精神障害で1~3級の人
- 難病患者のうち
特定疾患医療受給者
- これらに準じる状態にあり支援を申し出た人